総務省　地デジチューナー支援実施センター
（㈱エヌ･ティ･ティ　エムイー　内）

東北３県（岩手県、宮城県、福島県）の自治体に対する
地上デジタル放送用の簡易なチューナーの無償譲渡先の公募について

株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー（本社：東京都豊島区　代表取締役社長：大木　一夫）が、総務省の受信機器購入等支援事業として運営している「総務省 地デジチューナー支援実施センター」（以下、「センター」といいます。）は、経済的な理由で地上デジタル放送に対応できない世帯に対して、地上デジタル放送用の簡易なチューナー（以下「チューナー」といいます。）１台を無償給付する等の支援を行っています。

本支援については、東北３県（岩手県、宮城県、福島県）の申込期限を平成 24 年３月 31 日までとしています。当センターは、東日本大震災の被災地における情報収集源としてのテレビ放送の重要性及び東日本大震災からの復興・地域活性化の必要性に鑑み、何らかのご協力ができないか総務省と検討してきたところです。
今般、本支援用のチューナーを一定の条件（下記「６．ご注意いただきたい事項」を参照）の下で東北３県の自治体が実施する地上デジタル放送対応施策において利用していただけることとしましたので、チューナーの無償譲渡先の自治体を公募します。

なお、チューナーは補助金により取得した財産であるため、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第 22 条（財産処分の制限）の規定に基づく手続を予定しています。

記

１．譲渡するチューナーについて
アナログテレビに接続することにより、地上デジタル放送のみを視聴可能とする次のチューナーを対象とします。
・　株式会社バッファロー製チューナー　　型番 DTV-MIC110
・　株式会社ピクセラ製チューナー　　型番 PRD-BT106-PM1

２．譲渡対象自治体について
岩手県、宮城県、福島県の各県または各市町村です。

３．応募方法
様式１／公募参加申請書に必要事項を記入（公印必須）の上、「７．本件に関するお問い合せ先」に一般書留又は簡易書留を利用して郵送してください。

注１）不着防止の観点から、発送と同時に、「７．本件に関するお問い合せ先」にＥメ

ールで「公募参加申請書」を発送した旨を連絡してください。

4．質問受付

公募に関する質問は、様式２／質問票に質問事項を記入の上、「7．本件に関するお問い合せ先」へＥメールで送信してください。質問に対する回答は、指定された連絡先へＥメールで送信します。

5．公募の日程

① 質問受付	平成24年１月６日（金）正午までに、様式２／質問票に記入の上、Ｅメールで送信してください。
② 質問回答	平成24年１月11日（水）17時までに、指定された連絡先へＥメールで回答を送信します。
③ 公募締切り／書類提出期限	平成24年１月16日（月）まで（必着）です。期限は厳守してください。
④ 公募結果通知	平成24年１月下旬以降、全ての応募自治体へ個別に通知します。
⑤ チューナーの配送	平成24年２月以降、無償譲渡先とご相談の上で配送します。

6．ご注意いただきたい事項

① チューナーを譲渡する趣旨に鑑み、原則として、自治体が実施する次の内容の施策に使用できるものとします。その他の施策に利用する場合は、様式１／公募参加申請書の「３．その他の施策用のチューナー」の欄にその内容を記入してください。
　ア 自治体内の公的施設（公民館、公立病院、公立学校等）の地上デジタル放送対応のために利用する施策
　イ 自治体において地上デジタル放送対応にかかる支援が必要と考えられる世帯に対してチューナーの無償給付、貸与を行うために利用する施策

② ①のイの施策を実施する場合、無償給付等の対象は、例えば、高齢者のみの世帯、障がい者がいる世帯、東日本大震災により被災した世帯等とします。また、１世帯につき１台の無償給付等を原則とします。

③ チューナーの無償給付等を行う施策は、原則として平成24年４月１日以降に開始してください。それ以前に開始を希望する場合は、様式１／公募参加申請書にその理由を記入してください。

④ 譲渡するチューナーの台数には限りがあるため、応募状況によってはご希望にそえない場合があります。チューナーの希望台数は、原則として20台単位としてください。

⑤ 譲渡するチューナーのメーカーは指定できません。また、譲渡に際しては、メーカーが異なるチューナーが混在する場合があります。

⑥ 譲渡するチューナーは、自治体において目的外利用の制限期間（最大５年間）内は適切に管理をお願いします。なお、施策目的外への利用（転売等）はご遠慮ください。また、自治体が実施する施策によりチューナーを受給した世帯においても、目的外利用（転売等）はできません。

⑦ 譲渡するチューナーは、当センターから自治体へ直接配送します。ただし、原則として、配送回数は自治体毎に１回とし、配送先は自治体毎に１ケ所とします。

⑧ 譲渡するチューナーには、譲渡日から５年間の有償修理期間を設けており、そのう

ち、譲渡日から３年間は無償保証期間としています。無償保証期間中の保証内容は、センドバック方式（集配経費はメーカー負担）としています。

⑨　譲渡するチューナーの故障時は、自治体においてメーカーと対応するようお願いします。メーカーの連絡先は取扱説明書に掲載されています。

⑩　当センターは、平成24年２月からは、有人の地デジ臨時相談コーナーにおいて、当センターが従来から実施している経済的な理由で地上デジタル放送に対応できない世帯に対するチューナーの無償給付を実施する予定です。自治体におけるチューナーの無償給付等の実施にあたっては、必要に応じて当センターへご相談ください。

⑪　自治体から郵送された資料は返還できませんのでご注意ください。

⑫　チューナーの自治体への無償譲渡は、総務大臣の承認が必要となります。承認が得られない場合は、実施できませんので予めご承知ください。

７．本件に関するお問い合せ先

総務省　地デジチューナー支援実施センター
全国統括事務所　総括グループ
住　　所　〒170-0013　東京都豊島区東池袋3-21-14　ＮＴＴ新池袋ビル８Ｆ
電　　話　03-5217-9114
Ｅメール　tuner-jyouto@ml.ntt-me.co.jp
担 当 者　中島、齋藤

以上